

－ 工場での快適な職場環境づくりの取組みを支援します！ －

長崎市職場環境改善事業費補助金

市内中小事業者の中で、主に製造業・建設業・運輸業の工場で働く従業員の労働環境は、夏場は広大な空間と屋根からの熱吸収で高温になりやすく熱中症リスクを伴うなど厳しい状況にあることから、工場内における快適な職場環境づくりに寄与する空調設備や換気装置等の設置や遮断熱に要する経費の一部を補助するもの。

| | |
|-----------|--|
| 対象事業 | <p>下記の①、②に該当する市内の工場において実施される事業（併用可）</p> <p>① 空調・換気装置等導入事業</p> <p>工場内の業務用エアコン、業務用冷風機、大型の送風・換気装置等の設置及び購入に要する経費の一部を補助 ※家庭用は不可</p> <p>② 遮断熱工事業</p> <p>工場において、塗料等を使って屋根、壁面等に遮熱・断熱効果を高める工事に要する経費の一部を補助</p> <p>※①、②とも市に所在する工場のうち従業員のみで使用される区域が対象（事務所、応接室、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等に使用される区域は対象外）</p> <p>※同一事業者による次の①と②の事業の併用及び同一事業者が市内に所有する複数の工場での事業についても補助対象とする。</p> |
| 補助対象者 | <p>下記の要件を全て満たす中小事業者</p> <p>① 製造業、建設業、運輸業のいずれかを営む事業者であること。</p> <p>② 長崎市内に工場を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいる者であること。</p> <p>③ 次のいずれにも該当していない事業者</p> <p>ア 市税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している事業者</p> <p>イ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含む者</p> <p>エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体</p> <p>※補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付を受ける場合はご相談ください。</p> |
| 事業期間 | 交付決定日～令和9年2月末 |
| 対象経費 | 別紙のとおり |
| 補助率・補助限度額 | <p>【補助率】2分の1</p> <p>【補助限度額】300万円</p> <p>※併用する場合においても、300万円が上限</p> |
| 申請期間 | 令和8年10月30日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します） |
| 選考方法 | 交付決定については、申請受理後、随時採択決定をします。 |
| HP | <p>https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76421.html</p> <p>又は、「長崎市 職場環境改善事業費補助金」で検索</p> |

| | |
|----------------|---|
| 申請書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 長崎市職場環境改善事業費補助金交付申請書（第1号様式） ② 補助事業（収支）計画書（第2号様式） ③ 誓約書兼同意書（第3号様式）※個人の場合は本人分を記載 ④ 前年度決算書の写し（法人のみ） ⑤ 税務署へ提出した直近の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る。） ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ） ⑦ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その3） ※原本 ⑧ 見積書等の写し ※工事等の明細がわかるもの。塗装は塗装面積・係数を明示すること ⑨ 図面（工場の間取り） ※寸法を明示し、全フロアの間取り及び設備等の設置・使用場所や工事場所を示すこと ⑩ 写真 ※事業所の外観・全フロアの間取り及び設備等の設置・使用場所や工事範囲を示すこと ⑪ 製品カタログ、仕様書等 |
| お問い合わせ・申請書類提出先 | <p>長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151</p> |

| 区分 | 補助対象経費 |
|------------------|---|
| ① 空調・換気装置等導入支援事業 | <p>工場内の業務用エアコン、業務用冷風機、大型の送風・換気装置等の設置及び購入に要する経費に限る。 ※家庭用は不可</p> <p>※市に所在する工場のうち従業員のみを使用される区域を対象（事務所、応接室、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等）に使用される区域は対象外）</p> <p>（以下は補助対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気清浄機等、暑さ対策以外の設備 ・ 空調設備・換気装置設置の付帯工事とみなせない工事等 ・ 老朽化した設備の更新 ・ 中古品又はリース契約に基づくもの |
| ② 遮断熱工事業 | <p>工場において、塗料等を使って屋根、壁面等に遮熱・断熱効果を高める工事に要する経費に限る。</p> <p>※市に所在する工場のうち従業員のみを使用される区域を対象（事務所、応接室、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等）に使用される区域は対象外）</p> <p>（以下は補助対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軒天、破風板、雨樋、庇、ベランダやバルコニー等への工事 ・ 屋根、壁面の修復（張替え、防水等）工事のほか、遮熱・断熱のための付帯工事とみなせない工事等 ・ 長崎市景観条例に反するもの |

※対象外経費については、募集要項の「10 (2) 補助対象外経費について」もご参照ください。